



第24回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第24期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

エムスリー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第26回新株予約権	第29回新株予約権	第33回新株予約権
発行決議の日	2015年7月24日	2016年7月26日	2017年3月29日
新株予約権の数	15個	131個	20個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を 除く)	1名	2名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	1名	1名	1名
取締役(監査等委員)	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注2)	普通株式 3,000株	普通株式 26,200株	普通株式 4,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価 額(注2)	1株当たり 1,489円	1株当たり 1,827円	1株当たり 1,410円
新株予約権の行使期間	2017年7月25日～ 2025年7月24日	2018年7月27日～ 2026年7月26日	2018年7月1日～ 2026年5月31日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(注1、2)	発行価格 1,968円 資本組入額 984円	発行価格 2,296円 資本組入額 1,148円	発行価格 1,846円 資本組入額 923円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はで きないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他 の条件については、取締役 会決議に基づき、当社と新 株予約権の割当を受けるも のとの間で締結する「新株予 約権割当契約書」に定めるも のとしします。	①各新株予約権の一部行使はで きないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他 の条件については、取締役 会決議に基づき、当社と新 株予約権の割当を受けるも のとの間で締結する「新株予 約権割当契約書」に定めるも のとしします。	①各新株予約権の一部行使はで きないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他 の条件については、取締役 会決議に基づき、当社と新 株予約権の割当を受けるも のとの間で締結する「新株予 約権割当契約書」に定めるも のとしします。

名称	第35回新株予約権	第37回新株予約権	第39回新株予約権
発行決議の日	2017年7月26日	2018年3月29日	2018年7月25日
新株予約権の数	80個	29個	70個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	1名	3名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 16,000株	普通株式 5,800株	普通株式 14,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,526円	1株当たり 2,258円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2019年7月27日～ 2027年7月26日	2019年1月1日～ 2027年12月31日	2020年7月26日～ 2048年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 1,965円 資本組入額 983円	発行価格 2,941円 資本組入額 1,471円	発行価格 2,092円 資本組入額 1,046円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第43回新株予約権	第45回新株予約権	第46回新株予約権 (1)
発行決議の日	2019年2月28日	2019年3月27日	2019年7月25日
新株予約権の数	1個	53個	146個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	1名	2名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 100株	普通株式 5,300株	普通株式 14,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,857円	1株当たり 1,837円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～ 2028年12月31日	2020年1月1日～ 2028年12月31日	2020年6月1日～ 2049年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 2,612円 資本組入額 1,306円	発行価格 2,537円 資本組入額 1,269円	発行価格 2,306円 資本組入額 1,153円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第46回新株予約権 (2)	第49回新株予約権	第51回新株予約権
発行決議の日	2019年7月25日	2020年3月25日	2020年7月29日
新株予約権の数	60個	72個	156個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	2名	1名	5名
社外取締役 (監査等委員を除く)	1名	1名	1名
取締役(監査等委員)	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 6,000株	普通株式 7,200株	普通株式 15,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 3,745円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年7月26日～ 2049年7月25日	2021年1月1日～ 2029年12月31日	2022年7月30日～ 2050年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 2,306円 資本組入額 1,153円	発行価格 5,294円 資本組入額 2,647円	発行価格 5,671円 資本組入額 2,836円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第56回新株予約権	第58回新株予約権	第64回新株予約権
発行決議の日	2021年7月21日	2021年7月21日	2022年3月25日
新株予約権の数	120個	87個	331個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	5名	1名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 12,000株	普通株式 8,700株	普通株式 33,100株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 7,625円	1株当たり 4,535円
新株予約権の行使期間	2024年8月6日～ 2051年8月5日	2022年1月1日～ 2030年12月31日	2023年1月1日～ 2031年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 6,833円 資本組入額 3,417円	発行価格 9,744円 資本組入額 4,872円	発行価格 6,108円 資本組入額 3,054円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第66回新株予約権	第67回新株予約権	第71回新株予約権
発行決議の日	2022年7月27日	2022年7月27日	2023年7月28日
新株予約権の数	240個	10個	322個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	5名	1名	6名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 24,000株	普通株式 1,000株	普通株式 32,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 4,733円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2025年8月16日～ 2052年8月15日	2024年7月28日～ 2032年7月27日	2026年8月15日～ 2053年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 4,606円 資本組入額 2,303円	発行価格 6,502円 資本組入額 3,251円	発行価格 2,906円 資本組入額 1,453円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第72回新株予約権
発行決議の日	2023年7月28日
新株予約権の数	88個
保有人数	
取締役 (監査等委員、社外取締役を 除く)	2名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名
取締役(監査等委員)	一名
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注2)	普通株式 8,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の権利行使価 額(注2)	1株当たり 3,123円
新株予約権の行使期間	2025年7月29日～ 2033年7月28日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(注1、2)	発行価格 4,243円 資本組入額 2,122円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はで きないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他 の条件については、取締役 会決議に基づき、当社と新 株予約権の割当を受けるも のとの間で締結する「新株予 約権割当契約書」に定めるも のとします。

(注) 1 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第26回新株予約権	1,489円	479円
第29回新株予約権	1,827円	469円
第33回新株予約権	1,410円	436円
第35回新株予約権	1,526円	439円
第37回新株予約権	2,258円	683円
第39回新株予約権	1円	2,091円
第43回新株予約権	1,857円	755円
第45回新株予約権	1,837円	700円
第46回新株予約権(1)	1円	2,305円
第46回新株予約権(2)	1円	2,305円
第49回新株予約権	3,745円	1,549円
第51回新株予約権	1円	5,670円
第56回新株予約権	1円	6,832円
第58回新株予約権	7,625円	2,119円
第64回新株予約権	4,535円	1,573円
第66回新株予約権	1円	4,605円
第67回新株予約権	4,733円	1,769円
第71回新株予約権	1円	2,905円
第72回新株予約権	3,123円	1,120円

- 2 当社は、2018年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っています。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の権利行使価額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、行使時の払込金額及び付与日における公正な評価額は、当該株式分割を反映して算定しています。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第70回新株予約権 (1)	第70回新株予約権 (2)	第71回新株予約権
発行決議の日	2023年3月31日	2023年3月31日	2023年7月28日
新株予約権の数	20個	3,101個	82個
付与された者の人数			
当社使用人	一名	一名	4名
当社の子会社の役員 及び使用人	1名	2名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,000株	普通株式 310,100株	普通株式 8,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2025年4月18日～ 2052年12月31日	2026年1月1日～ 2052年12月31日	2026年8月15日～ 2053年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注)	発行価格 3,290円 資本組入額 1,645円	発行価格 3,281円 資本組入額 1,641円	発行価格 2,906円 資本組入額 1,453円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第72回新株予約権	第73回新株予約権
発行決議の日	2023年7月28日	2023年11月28日
新株予約権の数	611個	432個
付与された者の人数		
当社使用人	278名	一名
当社の子会社の役員 及び使用人	3名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 61,100株	普通株式 43,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 3,123円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2025年7月29日～ 2033年7月28日	2026年4月1日～ 2051年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)	発行価格 4,243円 資本組入額 2,122円	発行価格 2,089円 資本組入額 1,045円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

(注) 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第70回新株予約権(1)	1円	3,289円
第70回新株予約権(2)	1円	3,280円
第71回新株予約権	1円	2,905円
第72回新株予約権	3,123円	1,120円
第73回新株予約権	1円	2,088円

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「エムスリーグループ行動規範」を制定し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の法令等遵守の徹底については、当社グループ各社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、当社グループ各社の経営管理または法務を管掌する部門において施策を講ずる。

当社グループ全体の法令等遵守体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理または法務を管掌する部門が中心となって推進する。

当社グループは、法令及び定款に適合するよう制定された決裁規程及びその他の社内規程に基づいた業務執行を徹底する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社の経営上のリスクの分析及び対策の検討については、各会社の常勤取締役及び執行役員等が出席する各会社の経営会議において行うとともに、リスク管理体制の実効性を検証するため等、必要に応じて内部監査を行う。

当社グループ全体のリスク管理体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門が中心となって推進する。

当社において不測の事態が発生した場合には、代表取締役直轄の対策チームを設置し、迅速な対応を行い、損失の最小化に努める。

当社の子会社において不測の事態が発生した場合には、各会社より速やかに当社に報告した上で、各会社の代表取締役直轄の対策チームを設置し、当社と連携を図りながら迅速な対応を行い、損失の最小化に努める。ただし、当社が当社グループ全体に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、当社の代表取締役直轄の対策チームが対応を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程及び決裁規程に基づき、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の確認を行う。また、当社は、経営会議を原則週1回開催し、当社の子会社は、子会社の特性や規模等に応じて、経営会議を定期的に開催し、決裁規程等に従って迅速な意思決定を行う。

当社グループは、業績管理に関しては、年度毎に予算、事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門において保存及び管理を行う。

経営管理を管掌する部門は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理し、取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の特性や規模等に応じて、子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役及び使用人の職務執行の監督または監査を行う。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社管理規程に基づき、当社に対する事業の状況に関する定期的な報告を求めるとともに、重要事項の決定についての事前協議を求める。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

内部監査室の担当者が、必要に応じて監査等委員会を補助する。

⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

内部監査室の担当者が監査等委員会の補助業務に従事する際には、その業務に関して取締役他の指揮命令を受けない。また、当該担当者の任命、異動には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ **当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制**

当社の監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。また、監査等委員会は必要に応じていつでも当社グループの取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求めることができる。

当社の取締役及び従業員は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞無く監査等委員会に報告する。

当社の取締役及び従業員は、必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求め、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実の報告を受けたときは、遅滞無く当社の監査等委員会に報告する。

⑨ **監査等委員会または監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの監査等委員会または監査役に対して報告をした当社グループの取締役または従業員に対し、報告行為そのものを理由として不利益を課すことを厳重に禁止する。

⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用等について当社に対して請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室と共同で監査を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りです。

① コンプライアンスについて

「エムスリーグループ行動規範」を当社及び各子会社に対し周知しているほか、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施しています。また、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設置し、当社及び各子会社に対し周知しています。

② 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を12回開催し、重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

③ リスクマネジメントについて

原則として週1回開催された経営会議において、リスクの把握、分析及び対策の検討について審議しました。

④ 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度においては、監査等委員会を12回開催し、監査等委員間で積極的な意見交換を行いました。代表取締役、会計監査人及び内部監査室の担当者から報告を受けたほか、必要に応じて助言を行いました。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

連結持分変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の構 成要素	利益 剰余金	合計		
2023年4月1日現在	29,192	25,081	△37	17,180	231,214	302,630	6,888	309,518
当期利益					45,271	45,271	3,278	48,549
その他の包括利益				15,220		15,220	289	15,509
当期包括利益合計	—	—	—	15,220	45,271	60,490	3,567	64,058
所有者との取引額								
剰余金の配当					△12,899	△12,899	△2,464	△15,364
支配継続子会社に対する 持分変動		1,385		△138		1,247	6,198	7,445
非支配持分の取得						—	586	586
連結除外による減少 (増加)						—	11	11
株式報酬取引による増加 (減少)	125	150		172		447		447
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				15	△15	—		—
所有者との取引額合計	125	1,535	—	49	△12,914	△11,205	4,330	△6,875
2024年3月31日現在	29,317	26,616	△37	32,449	263,570	351,915	14,786	366,701

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の数)	154社
(主要な連結子会社の名称)	エムスリーソリューションズ株式会社 エムスリーマーケティング株式会社 株式会社メディサイエンスプランニング エムスリーキャリア株式会社 株式会社シーユーシー ソフィアメディ株式会社 株式会社シーユーシー・ホスピス M3 USA Corporation M3 Wake Research, Inc. M3 (EU) Limited VIDAL France S.A.S. Neuroglia Health Private Limited

(連結子会社の変動)

当連結会計年度において新たに連結子会社となった主な会社は、以下の通りです。

・ Scribendi Inc.	: 株式取得
・ Calimaps SAS	: 株式取得
・ Messly Limited	: 株式取得
・ フログウェル株式会社	: 株式取得
・ Dr. Bhatia Medical Coaching Institute Private Limited	: 株式取得
・ CUC Podiatry Holdings, LLC	: 持分取得

(3) 持分法の適用に関する事項

(持分法適用会社の数)	8社
(主要な持分法適用会社の名称)	Medlive Technology Co., Ltd. PSP株式会社 Horus株式会社 HYUGA PRIMARY CARE株式会社

(持分法適用会社の変動)

当連結会計年度において新たに持分法適用会社となった主な会社は、以下の通りです。

・ Horus株式会社	: 株式取得
-------------	--------

当連結会計年度において減少した主な持分法適用会社は、以下の通りです。

・ 株式会社ビジョナリーホールディングス	: 株式売却
・ 株式会社SENSEAID	: 株式売却

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる主な会社は次の通りです。なお、当該子会社については、連結決算日（3月31日）現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

会社名	決算日
M3 USA Corporation	12月31日
M3 Wake Research, Inc.	12月31日
M3 (EU) Limited	12月31日
VIDAL France S. A. S.	12月31日

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

a. 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権についてはその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定していますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

b. 分類及び事後測定

金融資産については、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の当初認識時に決定しています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

（償却原価で測定する金融資産）

金融資産のうち、以下の要件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有している場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産）

金融資産のうち売買目的以外で保有される一部の資本性金融資産については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止する場合または公正価値が著しく低下した場合は、その他の包括利益の累計額を直接利益剰余金に振り替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産）

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、四半期ごとに金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。各報告日時点において、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失により、信用リスクが著しく増加している場合には全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

なお、営業債権等については、全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

また過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

d. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅もしくは譲渡され、当社グループが当該資産の所有に伴う全てのリスクと経済価値を実質的に移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。

取得原価には、購入原価及び加工費、並びに棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の費用を含んでおり、主として総平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

③ 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りです。

・器具及び備品	2年～20年
・建物附属設備	5年～39年
・建物	2年～42年
・使用権資産	2年～30年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

④ のれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び償却の方法

企業結合により取得したのれんの当初認識時における測定については、「⑩ 企業結合の会計処理」に記載しています。当初認識後は、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産は、取得日の公正価値で認識しています。当初認識後は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

当社グループは、内部利用目的のソフトウェアを購入または開発するための特定のコストを支出しています。ソフトウェア・プログラムの保守に関連するコストは、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図、能力及びそのための十分な資源を有している場合にのみ自己創設無形資産として資産計上しています。資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

取得後は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下の通りです。

- ・カスタマーリレーションシップ 4年～20年
- ・ソフトウェア 2年～5年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別にもしくは各資金生成単位または資金生成単位グループで減損テストを実施しています。

⑤ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるかまたはリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるかまたはリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しています。リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で当初測定しています。

当初認識後は、使用権資産は、経済的耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却を行っています。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

使用権資産は、連結財政状態計算書において「有形固定資産」及び「無形資産」に、リース負債は「その他の金融負債」に含めて表示しています。

⑥ 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もって、減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能ではない無形資産については、年に一度（連結会計年度における一定時期）及び減損の兆候を識別した時に回収可能価額を見積り、減損テストを実施しています。

資産、資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。資金生成単位については、他の資産、資金生成単位または資金生成単位グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループとしています。

のれんの資金生成単位または資金生成単位グループについては、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっています。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しています。

減損損失については、資産、資金生成単位または資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益で認識しています。資金生成単位または資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位または資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。過去に認識したのれん以外の資産の減損損失については、四半期ごとに、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損損失の減少または消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れています。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れています。

⑦ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

当社グループは、運営する医療従事者専門サイトを利用する会員に対して、主としてサイト利用に応じたポイントを付与しています。当社グループはポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高、過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額をポイント引当金として計上しています。

⑧ 従業員給付

a. 退職給付

i) 確定給付制度

一部の子会社では、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。確定給付制度に関連して認識する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しています。現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

退職給付債務の再測定による影響額は、その他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

ii) 確定拠出制度

一部の子会社では、確定拠出制度を採用しています。確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。また、公的制度については複数事業主制度と同様の方法で会計処理しています。

iii) 複数事業主制度

一部の子会社では、確定給付制度である複数事業主制度による総合型の企業年金基金に加入しています。当社グループでは、この制度について、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、複数事業主制度への拠出額を、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、確定拠出制度と同様の処理を行っています。

b. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。なお、賞与については、それらを支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

⑨ 収益の認識基準

当社グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告、調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業・マーケティング支援業務等の受託、医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート、CRO等の専門業務サービスの提供、人材紹介サービスの提供等の他、医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス事業を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下の通りです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

a. 「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告販売

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを用いて、「MR君」等のコミュニケーションプラットフォームやバナー広告、成果報酬型広告（アフィリエイト広告）、タイアップ広告等の掲載サービスを提供しています。一定期間、継続してプラットフォームの提供や広告の掲載を行う義務のあるものについては、時の経過により履行義務が充足されることから、プラットフォームの利用期間や、広告の掲載期間にわたって、それぞれの収益を認識しています。また、利用料や広告料金が利用実績等により変動するものについては、プラットフォームの利用者が提供サービスを利用した時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益認識しています。

b. 調査等の販売

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを活用し、医療従事者を対象とした調査レポートや調査結果データを提供するサービスを行っています。当該売上は、主として当社グループが成果物を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、成果物の引渡時点で収益認識しています。

c. 医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託

当社グループは、独自にMR（Medical Representative：医薬情報担当者）を採用し、製薬会社等から医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動やマーケティング業務等の受託を行っています。当該役務提供に係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しています。

d. 医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート

当社グループは、医療機関向けに医療機器及び電子カルテ等の開発・販売及びサポートを行っています。医療機器及び電子カルテ等の販売については、医療機関または卸売業者に当該製品を納品し、納品した製品が医療機関等に検収された時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益認識しています。医療機器及び電子カルテ等のサポートについては、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しています。

e. エビデンスソリューション事業におけるCRO等の専門業務サービス

当社グループは、臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援を行うCRO事業（Contract Research Organization：医薬品開発業務受託機関）及び治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営支援を行うSMO事業（Site Management Organization：治験施設支援機関）において、専門業務サービスを提供しています。当該役務提供に係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しています。

f. 人材紹介サービス

当社グループは、医療従事者向けの人材紹介や「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等を通じて、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供しています。当該サービスは、主として紹介した求職者が求人企業に入社した日に履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。

g. 医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス

当社グループは、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポート、足病及び静脈疾患クリニックの運営及び訪問看護ステーション、在宅ホスピスの運営等の訪問看護サービスを提供しています。医療機関に対する各種運営サポートの収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、役務を提供する期間にわたって認識しています。足病及び静脈疾患クリニックでは、患者に対して診察から手術その他の幅広いサービスを提供しており、サービス提供時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。これらの金額は、患者、第三者支払者（第三者医療保険会社およびメディケアなどの政府支払者を含む）などから支払うべきものであり、患者が締結している契約ごとに異なります。そのため、サービスの標準料金に、一定の調整を加えて取引対価を決定します。この調整は過去の回収傾向に基づいて見積もっており、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。訪問看護サービスの収益は、主に利用者に提供したサービス実績に基づき認識しています。

⑩ 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しています。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目の利得または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しています。

b. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益の「在外営業活動体の換算差額」として認識し、その他の資本の構成要素に含めています。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該為替換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

⑪ 企業結合の会計処理

当社グループは、企業結合に対して取得法を適用しています。譲渡対価には、当社グループから被取得企業の従前の所有者に対して移転した資産、発生した負債、及び当社グループが発行した持分の公正価値が含まれています。譲渡対価には、条件付対価の公正価値が含まれています。企業結合において取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び偶発負債は取得日の公正価値で測定しています。資産または負債とみなされた条件付対価の公正価値の事後の変動は、IFRS第9号「金融商品」に準拠して純損益として認識しています。

企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

のれんは、譲渡対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な取得資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を識別可能な被取得企業の純資産に対する非支配持分割相当額で測定しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、2023年4月1日を適用開始日として、単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理の明確化を行ったIAS第12号「法人所得税」の改訂を適用しています。なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度まで、流動負債の「その他の金融負債」に含めていた「借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。

なお、前連結会計年度の流動負債の「借入金」は17百万円です。

前連結会計年度まで、非流動負債の「その他の金融負債」に含めていた「借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。

なお、前連結会計年度の非流動負債の「借入金」は94百万円です。

4. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。過去の経験及び利用可能な情報を適切に収集して設定していますが、会計上の見積りの結果は、実際の結果とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識されます。資産や負債の帳簿価額に重要な影響を与える見積り及び判断は以下の通りです。

(1) のれんの減損

- ① 連結財政状態計算書に計上したのれんの額
95,511百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑥ 非金融資産の減損」をご参照ください。

(2) 金融商品の公正価値の測定及び減損

- ① 連結財政状態計算書に計上した公正価値で測定する金融資産の額
13,067百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「9. 金融商品に関する注記 (2) 金融商品の公正価値等に関する事項 ② 金融商品の公正価値の測定方法 b. 公正価値で測定する金融資産」をご参照ください。

5. 企業結合に関する注記

個別には重要ではありませんが、全体としては重要である企業結合を合算して注記しています。

- ① 連結計算書類に含まれる被取得企業または取得した事業の業績の期間
2023年4月5日以降、各企業結合日から2024年3月31日までの業績が含まれています。
- ② 被取得企業または取得した事業の取得原価及びその内訳
取得原価 32,220百万円
取得原価の内訳：
現金 32,020百万円
条件付対価（未払部分） 199百万円
- ③ 条件付対価
一つの条件付対価が発生しています。

一定期間における特定のマイルストーンが達成された場合に、達成に応じて取得対価を追加的に増額する条件付対価契約を締結しており、最大580百万円となります。当社グループは当該マイルストンの達成可能性を見積り、199百万円を未払の取得対価として認識しています。

④ 取得関連費用の金額及びその表示科目

企業結合にかかる取得関連費用は694百万円であり、2024年3月期の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

⑤ 非支配株主へ付与されたプット・オプション

一部の企業結合においては、非支配株主が引き続き保有する株式への売建プット・オプションを付与しています。見積将来キャッシュ・フローを固有のリスクを加味した割引率を使用して割り引いた現在価値により、企業結合時の売建プット・オプションの公正価値を2,777百万円と算定し、非流動負債のその他の金融負債に計上しています。

⑥ 企業結合日における資産及び負債の公正価値、のれん等

当連結会計年度末において、一部の企業結合については、取得原価の配分は完了しておらず、連結計算書類作成時点における入手可能な合理的な情報に基づいて、暫定的な会計処理を行っています。

i) 企業結合日における資産及び負債の公正価値

流動資産 ※1	3,223百万円
非流動資産	10,933百万円
資産合計	14,156百万円
流動負債	3,989百万円
非流動負債	841百万円
負債合計 ※2	4,830百万円

※1 現金及び現金同等物784百万円が含まれています。また、取得した営業債権及びその他の債権の公正価値は1,752百万円です。なお、契約上の未収金額の総額は1,757百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの見積りは5百万円です。

2 偶発負債はありません。

ii) 発生したのれんの金額等

のれんの金額	23,481百万円
のれんを構成する要因	当該企業結合により生じたのれんは、メディカルプラットフォーム、キャリアソリューション、サイトソリューション及び海外セグメントに計上しており、各事業の拡大により期待される将来の超過収益力を反映しています。

iii) のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額	9,276百万円
主要な種類別の内訳	カスタマーリレーションシップ 6,831百万円、商標権318百万円
償却方法及び加重平均償却期間	カスタマーリレーションシップについては4～20年で均等償却しています。商標権については2～10年で均等償却しています。

iv) 損金算入可能と見込まれる税務上ののれんの金額 21,410百万円

⑦ 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響

取得原価の支払	△32,020百万円
企業結合日に受け入れた現金及び現金同等物	784百万円
企業結合によるキャッシュ・フロー影響額合計 (△支出)	△31,236百万円

⑧ 取得した事業の売上収益及び利益

2024年3月期の連結損益計算書に含まれる、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業または取得事業の売上収益は6,013百万円、当期利益は581百万円です。

(プロフォーマ情報)

仮に、当該企業結合が2024年3月期の開始の日に行われたと仮定した場合、当社グループの連結損益計算書の売上収益は245,827百万円、当期利益は49,127百万円となります。

なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。また、当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の当社グループの経営成績を示すものではありません。

6. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
該当事項はありません。
- ② 担保に係る債務
該当事項はありません。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 715百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 15,929百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動	3,144百万円
関連会社株式売却益	624百万円
その他	329百万円
合計	<u>4,096百万円</u>

(2) その他の費用

減損損失	△6,382百万円
その他	△218百万円
合計	<u>△6,600百万円</u>

将来の収益性を見直した結果、のれん及び有形固定資産について減損損失を計上しています。

8. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 679,063,600株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 45,151株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年4月28日 取締役会	普通株式	19	12,899	2023年3月31日	2023年6月12日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年4月26日 取締役会	普通株式	21	14,259	2024年3月31日	2024年6月10日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 359,000株

上記株数には、権利行使期間の初日が到来していないものは含まれていません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行うに当たり、信用リスク、為替リスク、流動性リスク及び価格リスク等の財務上のリスクに晒されています。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

① 信用リスク

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権及びその他の金融資産は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に基づき、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、当社グループは、特定の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

営業債権については、全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権以外の債権等については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断に当たっては、取引先の財務状況の悪化、期日経過情報等を考慮しています。

当社グループは、金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した予想信用損失を集合的に測定しています。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しています。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、信用減損している金融資産について、全体または一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、帳簿価額を直接減額しています。

② 為替リスク

当社グループはグローバルな事業展開を行っており、主に米ドル、ユーロ及び英ポンドの各レートの変動による為替リスクに晒されています。なお、為替変動による当社グループの税引前当期利益に与える影響に重要性はありません。

③ 流動性リスク

当社グループは、支払期日に金融負債の返済を履行できないリスクに晒されていますが、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しています。営業債務及びその他の債務の主な決済期日は、報告日後3ヶ月以内です。また、当社は金融機関との間で当座勘定貸越契約を締結し、流動性リスクの低減を図っています。なお、当連結会計年度において、当該当座勘定貸越は行っていません。

④ 価格リスク

当社グループは、上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 当社グループが保有する金融商品は、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、公正価値で測定する金融資産、営業債務及びその他の債務及びその他の金融負債です。これらの帳簿価額は公正価値と一致または近似しています。

② 金融商品の公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り決定しています。

a. 償却原価で測定する金融資産

主として短期間で決済されるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

b. 公正価値で測定する金融資産

上場有価証券の公正価値は、公表市場価格で測定されます。活発な市場を有しない金融資産や非上場有価証券の場合には、当社グループは一定の評価技法を用いて公正価値を算定します。評価技法は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いています。当該公正価値の測定には、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しています。

c. 償却原価で測定する金融負債

主として短期間で決済されるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

d. 公正価値で測定する金融負債

企業結合に伴う条件付対価は、主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を測定しています。この公正価値の測定にあたって、将来のキャッシュ・アウト・フロー金額等の観察可能でないインプットを利用しています。

非支配株主に係る売建プット・オプションの公正価値は、見積将来キャッシュ・フローを固有のリスクを加味した割引率を使用して割り引いた現在価値により算定しています。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値の測定に使用する公正価値の階層は、次の3つに区分されます。

レベル1 — 活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2 — 直接または間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3 — 観察不能な価格を含むインプット

インプットが複数ある場合、公正価値の階層のレベルは、重要なインプットのレベルのうち最も低いレベルとしています。

公正価値の階層ごとに分類された、連結財政状態計算書に公正価値で認識される金融資産は、以下の通りです。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	1,443	—	4,812	6,255
その他	—	—	5,040	5,040
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	1,512	—	10	1,522
その他	—	—	250	250
合計	2,954	—	10,112	13,067

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、メディカルプラットフォーム事業、エビデンスソリューション事業、キャリアソリューション事業、サイトソリューション事業、及び海外事業の5つの事業ユニットを基本として構成されており、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益としています。所在地別に分解した収益とセグメント収益との関連は以下の通りです。なお、所在地別の売上収益は、事業拠点の所在地を基礎として分類しています。

所在地別	メディカル プラット フォーム	エビデンスソ リューション	キャリアソリ ューション	サイトソリ ューション	海外	その他エマー ジング事業群	計
日本	89,142	26,386	16,588	31,444	—	2,539	166,134
北米	961	—	—	1,362	27,081	—	29,367
欧州	—	—	—	—	28,581	—	28,581
その他	387	—	18	207	14,190	—	14,801
合計	90,490	26,386	16,605	33,012	69,852	2,539	238,883

メディカルプラットフォーム事業は、「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告販売、調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託、医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート等のサービスを提供しており、国内の製薬会社等の医療関連会社及び医療機関を主な顧客としています。

エビデンスソリューション事業は、CRO等の専門業務サービス等を提供しており、国内の製薬会社等及び医療機関を主な顧客としています。

キャリアソリューション事業は、人材紹介サービス等を提供しており、国内の医療機関及び薬局を主な顧客としています。

サイトソリューション事業は、医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス等を提供しており、医療機関を主な顧客としています。

海外事業は、米国、英国、中国、韓国、インド、フランス、ドイツ及びスペイン等で調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託、CRO等の専門業務サービス、人材紹介サービス等のサービスを提供しており、海外各国の製薬会社等の医療関連会社及び医療機関を主な顧客としています。

その他エマージング事業群には、コンシューマ向けサービスの他、医療福祉系国家試験対策サービスが含まれています。

各事業の収益認識基準は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑨収益の認識基準」に記載しています。

(2) 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	45,949	47,294
契約資産	325	390
契約負債	14,399	17,706

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価を受領しているものであり、連結財政状態計算書において、「営業債務及びその他の債務」に含まれています。期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	516円49銭
基本的1株当たり当期利益	66円68銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	29,192	32,112	69	32,182	98,804
事業年度中の変動額					
新株の発行	125	125		125	
剰余金の配当				—	△12,899
当期純利益				—	75,943
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—	
事業年度中の変動額合計	125	125	—	125	63,044
当期末残高	29,317	32,238	69	32,307	161,848

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△37	160,141	909	1,004	162,054
事業年度中の変動額					
新株の発行		251			251
剰余金の配当		△12,899			△12,899
当期純利益		75,943			75,943
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	522	126	648
事業年度中の変動額合計	—	63,295	522	126	63,943
当期末残高	△37	223,436	1,432	1,130	225,997

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

② その他有価証券

(i) 市場価格のない株式等以外のもの・・・・時価法

(時価評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ii) 市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

(i) 仕掛品・・・・・・・・・・個別法

(ii) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は次の通りです。

建物 15年、器具・備品 2～15年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しています。

③ ポイント引当金・・・・・・・・・・ポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高について過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の減損

① 貸借対照表に計上した関係会社株式の額

92,724百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は主として市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しています。当社は、関係会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めなくなった場合、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回復可能性の判断は、経営者が承認した事業計画等に基づき行っています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	474百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,330百万円
長期金銭債権	21,747百万円
短期金銭債務	15,990百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	6,079百万円
営業費用	7,458百万円
営業取引以外の取引高	57,000百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	45,151株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	223 百万円
ポイント引当金	649
賞与引当金	204
貸倒引当金	212
関係会社株式評価損	1,126
株式報酬費用	114
投資有価証券評価損	53
その他	90
繰延税金資産合計	<u>2,670</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	666
繰延税金負債合計	<u>666</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,004</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.4
株式報酬費用	0.1
賃上げ促進税制等の税額控除	△0.1
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>10.1</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エムスリーキャリア株式会社	(所有)51.0%	兼任1名	プラットフォームの提供、事務所賃貸、グループ会社間の資金集中取引等	資金の返済(純額)(注1)	778	関係会社 預り金	2,560
					利息の支払(注1)	0	—	—
子会社	M3 USA Corporation	(所有)100.0%	兼任2名	業務の委託、資金の貸付	資金の貸付(純額)(注2)	10,538	関係会社 長期貸付金	13,672
					貸付金利息の受取(注2)	607	—	—
子会社	M3 Medical Holdings LTD	(所有)100.0%	兼任2名	資金の貸付	資金の回収(純額)(注2)	9,156	関係会社 長期貸付金	3,995
					貸付金利息の受取(注2)	424	—	—
子会社	日本医療経営支援機構株式会社	(所有)100.0%	—	資金の貸付、管理業務受託	資金の貸付(純額)(注2)	2,661	関係会社 長期貸付金	3,071
					貸付金利息の受取(注2)	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 預り金については、グループ会社間での資金集中管理のため、余剰資金を預っているものであり、利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。
- 2 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	樋屋 英二	(被所有)0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使(注)	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しています。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑨ 収益の認識基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	331円17銭
1株当たり当期純利益	111円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。